

第176回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時	平成28年2月8日(月) 午後1時30分～午後2時25分
場 所	群馬県議会3階 302会議室

第176回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成28年2月8日(月) 午後1時30分～午後2時25分
- 2 場 所 群馬県議会3階 302会議室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、田中麻里、堀越恒弘、小林 享、小山 洋
石川雄一(代理 桑原正明)、石田寿(代理 佐藤榮一)
井下泰伸、高橋正、井田泰彦
- 4 欠席委員 日垣由美、大手治之、大川陽一
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 中島課長、佐藤室長、富沢次長、大塚次長
- 6 議案

第1号議案 館林都市計画新住宅市街地開発事業の変更(板倉ニュータウン)について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第176回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝中島課長)

お待たせいたしました。ただ今から、第176回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の中島でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日、御出席をお願い致しました委員の皆様は、14名でございますが、現在11名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第五条第一項の規定による「定足数二分の一以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていただきたいと思ひます。

それでは、委員の異動報告を行います。

(富沢次長)

お手元の群審報第108号をご覧ください。前回の審議会以降1名の委員が変更となりました。市町村の長を代表する者として、群馬県町村会長であった貫井孝道様が1月31日付けで退任されました。群馬県町村会に確認したところ、新しい会長は2月9日に就任するとのことですので、会長が決定し次第、委員就任の手続きを取らせて頂きます。以上でございます。

(中島課長)

つづいて、開会にあたりまして、丸山会長からご挨拶をお願いいたします。

(議長＝丸山会長)

本日は、第176回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が1件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

(中島課長)

それでは、これより議事に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願ひ致します。

(丸山会長)

議案の説明は幹事からいたします。御了承を願ひます。

また、先ほど報告がありました群馬県町村会長に審議会委員をお願いしている件ですが、本日の審議会におきましては、群馬県町村会長の席は空席ということで進行させて頂きたいと思ひます。こちらもお願ひ致します。

議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願い致します。原田委員と小山委員をお願いいたします。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

(富沢次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第十二条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、いずれの議案も公開にするとの提案でございます。審議を公開することについて、御意見等はございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

それでは御異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、いずれの議案も傍聴を認めることとします。事務局は傍聴者を入場させていただきます。

(傍聴人入場)

(丸山会長)

ここで事務局から本日の傍聴者について御報告願います。

(富沢次長)

本日の傍聴者でございますが、報道関係者が2名でございます。

(丸山会長)

傍聴者の皆様には、先程事務局からお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守して下さい。報道関係の方につきましては、ただ今より写真撮影などを許可いたします。

(しばらく様子を見る)

(丸山会長)

それでは写真撮影を終了してください。

ただ今から、議案の審議を行います。第1号議案「館林都市計画新住宅市街地開発事業の変更(板倉ニュータウン事業)について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(大塚次長)

私は、群馬県都市計画課次長の大塚と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、第1号議案「館林都市計画新住宅市街地開発事業の変更(板倉ニュータウン)」について説明させていただきます。本議案につきましては、板倉ニュータウンの事業計画と関連する案件となりますので、はじめに企業局団地課から、板倉ニュータウンの概要とこれまでの経緯などについて説明させていただきます。

それでは、宮下次長、よろしくお願いいたします。

(企業局団地課・宮下次長)

企業局団地課の宮下です。よろしくお願いいたします。

はじめに板倉ニュータウン事業の経緯について御説明させていただきます。この写真は板倉ニュータウンを上空から見たものです。赤枠で囲われた区域が板倉ニュータウン全体の区域となります。区域の東側に東武日光線が通っておりまして、その右側が渡良瀬遊水池になります。

それでは事業の経緯について御説明いたします。平成2年12月に群馬県にて邑楽東部総合開発構想を策定して決定いたしました。この邑楽東部総合開発構想とは、首都圏との近接を活かした邑楽東部の地域づくりを大きな課題として掲げ、東洋大学板倉キャンパスの用地ですとか東武日光線の新駅設置と周辺施設、大規模住宅団地、渡良瀬遊水池アクリメーションランド事業などの関連施設の整備などを中心として策定したものです。板倉ニュータウンの建設はその一環として整備されたものでありまして、平成6年9月に新住宅市街地開発事業として都市計画決定し、10月に事業認可を取りまして事業が始まっております。

ここで「新住区域」というふうに表現されていますけれども、ここでは新住宅市街地開発事業の区域の略称として「新住区域」として明記されております。これからは「新住区域」「新住事業」という名称で御説明いたします。御了承願います。

当初の計画は新住区域外も含めて総面積218ヘクタール、計画戸数といたしましては3,400戸、計画人口としまして1万2千人の計画でスタートしております。

板倉ニュータウンの全区域の各配置はこのようになっております。東洋大学を含む地区を北地区、東武日光線を挟んで南地区と東地区になっております。板倉東洋大前駅を新設しております。

赤枠で囲われた部分が、新住地域として都市計画決定された区域でございます。この新住区域の面積としましては、北地区と南地区をあわせまして202ヘクタールになります。東武日光線の東側、青で囲われた区域、15.6ヘクタールありますけれども、これを新住区域外として整備しております。

これは平成6年当初の事業計画図を示したものです。黄色い部分が戸建て住宅になります。黄緑色の部分が集合住宅になります。その他、駅前の商業・特定業務地域を配置しまして、中学校、小学校も配置した計画になっておりました。

平成4年から7年度にかけて全ての用地を買収しまして、道路・調整池のインフラ整備とあわせて住宅地の宅地造成を進めて参りました。まずはじめに、駅前の①、これを造成しまして、平成8年度にハウスメーカーへの卸分譲により街並みづくりを始めました。つ

づいてこの図の番号順に住宅用地を造成して参りました。

しかし住宅分譲が計画通りに進まないことから、平成20年度から事業計画の見直しを始めました。平成8年度から分譲を始め、平成20年度までに765戸を分譲してきたところですが、当時の至近年の分譲ペースでは完売までに50年以上かかってしまうため、平成22年度に新住事業の最低居住人口、概ね6千人と決められていますけれども、その枠の中で事業の見直しを行いました。具体的な内容としましてはここに記載してございますが、新住区域の一部を除外し、以下のアからエの、用途など土地利用計画の見直しを行いました。アとしましては、県道板倉粕谷館林線の北側、紫で表示されているところを産業用地へ、イとしまして⑥、⑦を戸建て住宅の住居地域から公共施設や店舗、事務所などが設置可能な地域へ変更しております。ウとしまして、特定業務用地を商業系も立地できるものに変えております。⑤地区は、以前は中学校、集合住宅用地でしたけれども、戸建て住宅用地に変更してございます。

この時に新住区域は202.4ヘクタールから138.1ヘクタールに変更、縮小されています。全体計画戸数も3,400戸から1,678戸に変更になっております。全体の人口につきましても1万2千人から5千9百人になっております。

これが前回の都市計画変更の手続きになります。平成21年6月に県・町の都市計画審議会、同年8月に新住区域や用途地域などの変更告示を行い、平成22年6月、新住宅市街地開発事業の事業認可変更を行っております。現在の新住区域の面積は、先ほども御説明いたしましたが138.1ヘクタール、新住区域の計画戸数は1,451戸、新住区域の計画人口は5千1百人になっています。板倉ニュータウン全体の計画は、このカッコ書きの数字を加えたものになっております。

平成22年度に見直しを行いました県道板倉粕谷館林線の北の一部を産業用地にしましたが、現在10社に分譲しまして、残りの用地につきましても引き合いや問合せが多数ありまして、鋭意交渉中です。近い将来全ての用地が分譲になる見込みです。進出した企業による板倉ニュータウン在住者を含む板倉町民の雇用もありまして、今後も地元では期待されているところでございます。

このグラフは、昨年までの住宅分譲状況を示したものです。オレンジ色がハウスメーカーなどへの卸分譲の実績になります。水色の線が個人向けの一般分譲を表しております。灰色の折れ線グラフが合計でございます。分譲当初は街並みを早く作るために卸分譲ということで、年間100軒程度を分譲しておりました。現在住宅用地の造成工事は平成19年度を最後に行っておりません。今は既存の造成してある用地を分譲している状況でございます。分譲状況は見て頂けるとおり右肩下がりの状況になっております。

現在の分譲戸数としましては、計画戸数1,678戸に対して、今日現在、884戸分譲となっております。至近5カ年の年平均の分譲戸数を見ますと年平均で19戸となっておりますけれども、このうち一般分譲ですと10戸と低迷しております。

板倉ニュータウンにつきましては、東洋大学を核として平成6年から新住宅市街地開発法による街づくりを行ってきましたが、人口減少、都心回帰などにより地方での住宅需要が減少し、居住人口が伸び悩む中、商業業務用地についても立地が進んでないのが現状でございます。

平成22年度の変更以降も、社会情勢は回復しておりませんし、住宅需要の回復が見込

まれないことから、さらに土地利用計画の見直し、街の活性化を図るため、県道板倉靱谷館林線を境に、職住の住み分けを行い、ニュータウン事業を継続することで職住共生の街づくりを推進したいと考えております。

これから御審議頂くことに触れてしまいますけれども、今回の事業計画の見直しで県道の北側を産業系とすることによって、企業の進出によって安定した雇用を創出できると考えております。県道の南側につきましては、今までどおり住居・商業系として、住宅用地の需要の減少などの社会環境の変化に対応するために新住事業の人口要件をなくすことによって、新たな商業・医療・福祉などの施設の誘致を推進して、街のにぎわいを創出することで新たな住人を受け入れる環境を整備したいと考えています。

私からの説明は以上です。

(大塚次長)

それでは引き続き、第1号議案「館林都市計画新住宅市街地開発事業の変更（板倉ニュータウン）」について、ご説明いたします。

お手元の議案書2ページとあわせて、添付図面の図1又はスクリーンをご覧ください。

先ほど企業局から説明がありましたとおり、板倉ニュータウンにおいては、職住共生の街づくりを推進するため、一部の土地利用を住宅用地から産業用地へ変更することを計画しております。この変更に伴い、新住宅市街地開発事業の人口規模要件を満たすことが困難となるため、都市計画法による新住宅市街地開発事業については廃止を行うものとなります。

今回、廃止となる箇所は総括図の東側、こちらの黄色で囲まれた箇所となります。区域東側には東武日光線の板倉東洋大前駅があることに加えて、東毛広域幹線道路を經由して、館林インターチェンジへもアクセスしやすく、交通の利便性が高い地域となっております。

お手元の添付図面の図2又はスクリーンをご覧ください。こちらは計画図となっております。黄色の線で囲まれた範囲が新住宅市街地開発事業の区域とされておりますが、今回の変更により、この黄色の区域を廃止いたします。

添付図面の図3又はスクリーンをご覧ください。用途地域の変更についてご説明いたします。本議案の都市計画手続きと平行し、板倉町決定案件として用途地域の変更手続きを進めております。赤枠でお示した範囲が変更箇所となっており、住宅用地から産業用地への変更を行います。現在の用途地域は、区域西側の①と示された区画が第一種低層住居専用地域、②と示された区画が第一種住居地域となっております。これら2区画の用途につきまして、準工業地域への変更を行います。なお、この区域と接する南側の区画は第一種低層住居専用地域となっております。その間には、県道板倉靱谷館林線が通っており、幅員16メートルで両側に歩道と植樹帯が設置されておりますが、さらに緩衝機能を高めるため、産業用地内に緩衝緑地帯を設置するよう、地区計画の変更手続きを進めております。

こちらが地区計画の計画図となっております。赤枠で示された範囲が変更箇所となっており、南側の住宅地における居住環境を保全するため、産業用地と住宅用地が接する範囲について、図の斜線で標記しました幅10メートルの緩衝緑地帯を設けることとしております。また、建築物等の用途制限につきましても、先ほどの用途地域の変更に合わせて住宅や遊戯施設等を建てられなくするなど、産業用地に適した用途制限内容へと変更いたし

ます。

添付図面の図4又はスクリーンを御覧ください。ただいまご説明しましたが、本議案につきましては、表のとおり手続きを進めてきましたが、公述申出及び意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いします。

(小林委員)

用途地域の変更についてはわかったんですけども、地区計画の変更はどうなりますか。

(大塚次長)

先ほどの説明の中でもさせていただきましたが、まず道路を挟みまして、こちらの住環境を保全するために、この間に、道路はございますが、さらに緩衝緑地帯をとって、こちら産業用地となりますので、こういった影響を緩和するために10メートル幅で作ります。それから工業地域に用途変更しますが、住宅ですとか遊戯施設といったものですとかは建築を制限して、こちらの産業用地に特化した形でいくという考えでございます。

(小林委員)

地区計画の内容で、例えば最低宅地規模とか、そういう内容だと思っているんですけども。そういう変更について。

それと用途変更する前に、住居系から変わったわけですよね。その時にその部分は分譲はまったくなかったのか。もし既存の分譲を既にしていたところに、用途変更の指定を掛けると地区計画の内容が踏襲されるのかどうか、そんな問題が出てくるので。

(大塚次長)

この部分については分譲は・・・。

(企業局団地課・宮下次長)

まだされていません。

(大塚次長)

影響はございません。

(小林委員)

じゃあ用途が変わったときに従前の住居系だと宅地規模とか壁面の位置とか地区計画の内容が指定されるんですけども、そういうのは全く外れて、ここに建てられていた地区計

画の内容なんですけれども、住居系だけあるいは工業系についても商業系についても、そういう地区計画の内容の規定があったのかどうか。

(大塚次長)

まず地区計画自体は、このエリア全体の中でそれぞれの場所場所ごとに区域を分けて設定しております。もともとここが住居系の指定になっておりましたが、ここでは住居系の中での地区計画の位置づけということでして、今回そこを住居用途地域に変えたわけですから……。

(高田技師)

都市計画課の高田と申します。最低宅地の面積については制限がございません。壁面の位置の制限は細かく定めてございます。壁面の位置に関しましては0.5メートルから2メートルと、場所によって違う制限を設けております。今回の地域につきましてはもともと住宅の用途を掛けておりましたので、それに見合った壁面の制限を掛けておりましたけれども、今回こちらを工業系と変えますので、そういった制限を全て外す形で変更します。

(小林委員)

地区計画の変更は住居系だけに指定されているわけですね。

(高田技師)

板倉ニュータウン全体ですね。

(小林委員)

工業系についてはどんな制限が。

(大塚次長)

準工業地域に区域をそれぞれ3種類に分けてございまして、その中でこの区域におきましては、建物用途としましては住宅と遊戯施設を制限しております。あと2つにつきましては、住宅を規制せずに遊戯系を規制するとか、例えば宿舎ですとかそういった工場系のものを規制したとかで、3つの区域で分けております。

(小林委員)

わかりました。では用途を変えると従前の規定も変わってしまうということですね。新しい用途に合わせたものに。

(大塚次長)

はい。

(小林委員)

もう一点なんですけれども、ここに調整池がございますけれども、これは公園内の池と

いう形ですか、それとも農業用水の水利権が発生するようなそんな使われ方でしょうか。

(企業局団地課・宮下次長)

河川区域になっております。河川管理者が管理しております。

(小林委員)

農業系の利用はないということですね。

(企業局団地課・宮下次長)

はい。

(小林委員)

河川として。

(企業局団地課・宮下次長)

はい。

(田中委員)

今①と②で分譲がまだ行われていなかったということですが、現状でF2の黄色いところはどうなっているのでしょうか。②は特に第一種住居地域ですので、本来であればF2と同じような色が繋がっているものを今回変えるということでちょっと気になるのですが。

(大塚次長)

町の下水処理場です。公共施設です。

(田中委員)

わかりました。

(原田委員)

今回①②のところ住居系を産業系にするということなんですが、新住区域を全部廃止にするということなのですが、その部分だけを変更するというわけにはいかないのでしょうか。

(大塚次長)

新住宅市街地開発法の要件がございまして。

(原田委員)

それはそんなに厳格にやっていますか。

(大塚次長)

法律の中では概ね6千人から1万人ということでございまして、もちろん概ねですので、国の方とも協議をした結果の中で、今回全体とすると新住区域の区域に該当する人口が4千人ほどとなりますので、協議の中でできないと。

(企業局団地課・宮下次長)

今現在でも5千1百人ということで6千人をかなり下回っている状況で認可されているのですが、さらに計画人口が減ってしまうということで要件を満たさないということになります。

(原田委員)

残ったところは住宅地としてまだ整備するんですか。

(企業局団地課・宮下次長)

はい。そうです。

(原田委員)

それで新住の枠を外してしまっただ段支障がないのかということなんですけども。

(企業局団地課・宮下次長)

住環境を守るための用途や地区計画で制限をしますので、外したとしても今までの規制と何ら変わりがない、影響はないということになります。

(大塚次長)

都市計画的な話になれば先ほど宮下次長が話したとおり用途を変更したりとか、地区計画できちっと街づくりの構成を定めてやっていくので、その分については特に問題ないと思われまして。あとは事業の方とすると、土地の部分は一応県が全て・・・。

(原田委員)

買収は全て終わっているんですか。

(企業局団地課・宮下次長)

はい、終わっています。

(原田委員)

処分は。

(企業局団地課・宮下次長)

まだ売り切れしていません。

(原田委員)

それは特段支障はないのですか、新住地域から外れても。

(企業局団地課・宮下次長)

事業者側からするとこの新住事業を採用した最大のメリットが収用法の適用になるというのがありまして、短期間で一括で買収ができると。それも買収してから20年以上経っていますので、その収用法の権利もなくなっていると。一括買収しているんでそういった収用法の適用のメリットが終わっているということ。

新住事業の中ではいろいろ制約がありまして、例えばメーカーに売る卸分譲では10区画以上でないと売れないとか、転売の禁止などですと、通常企業局が分譲している団地だと5年なのですが、新住事業だと工事完了公告から10年間となっているんですけれども、その辺がまた制約になったりします。新住事業から外れることによって分譲宣伝できる幅が広がってくるというものがメリットとしてございます。

(原田委員)

逆にやりやすくなると。

(企業局団地課・宮下次長)

はい、そうですね。法にとらわれない分譲・広告ができると。

(原田委員)

ついでですいません。新住事業を廃止したところは今までありますか。

(企業局団地課・狩野主幹)

団地課の狩野と申します。これまでに新住事業を廃止したところだと、山口県の愛宕山ニュータウンであったり、茨城県の方でも廃止しておりますので、前例はあるということになります。

(丸山会長)

他ございますか。

それでは、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議は終了致しました。報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。

(報道関係者退場)

(丸山会長)

では最後に「三 その他」ですが、事務局から、何かありますか。

(中島課長)

ここで委員の皆様にも、今年度実施しております「パーソントリップ調査」につきまして御説明させて頂きたいと思っております。この調査は人の動きを把握いたしまして、今後の公共交通、都市計画のあり方の基礎データになるものでございます。

(大塚次長)

スクリーンを御覧ください。パーソントリップ調査につきましては、昨年の11月に県南部の21市町村において実施したところでありますが、もしかすると本日もご出席の中にも調査に協力して頂いた方がいるかもしれませんが、その節は大変ありがとうございました。

本日は、そのパーソントリップ調査の目的やどのようなことに生かしていくのかといったことを、少々お時間を頂きまして、ご説明したいと思います。

まず、パーソントリップ調査とは、「どのような年齢、職業の人が」「どのような目的で」「どこからどこへ」「どのような交通手段で」「いつ」移動したか、といった一日の生活行動などを調べるものです。

目的別の移動のことを「トリップ」と言い、例えば図のぐんまちゃんの場合、一日に通勤、買物、帰宅という3つのトリップがあったこととなります。

この調査からは、例えば交通手段別の利用割合を知ることが出来ます。中段の図は過去に群馬県で実施したパーソントリップ調査の結果を示したのですが、徐々に自動車の利用割合が高くなっていることが分かります。また、下段の図にお示したように、公共交通と自動車を合わせた地域間の人の移動の総量についても知ることが出来るのも、パーソントリップ調査の大きな特徴となっております。

今回、パーソントリップ調査を実施した目的ですが、ぐんま“まちづくり”ビジョンでは、持続可能なまちづくりへの転換を図るため、「まちのまとまり」を保ちながらそれらを公共交通でつなげることを基本方針としており、公共交通を含めた多様な交通手段を選択できる社会をつくることが重要となります。

過去の調査を説明させて頂きますと、こちらが第一回のパーソントリップ調査でして、こちらは両毛都市圏で栃木も含めたパーソントリップ調査ということで1989年、平成元年に行われました。次に第二回の前橋・高崎都市圏パーソントリップ調査、こちらが平成5年に調査を行っております。

(田中委員)

すいません。今の説明で車以外の流れを教えてくださいなのですが。

(大塚次長)

はい。こちらが徒歩になります。そしてこちらが二輪車となります。この水色の部分が

路線バスになります。一番右側が鉄道ということで、特にバスや徒歩が減ってきているという状況になってきております。

はい。説明が途中になりましたが、「まちのまとまり」を保ちながらそれらを公共交通でつなげることを基本方針としており、公共交通を含めた多様な交通手段を選択できる社会をつくることが重要と考えているということで、まず、人の動きを具体的に把握し、その実態を分析していかなければなりません。そういったことで群馬県では、先ほども説明しましたが、前橋・高崎都市圏で平成5年、両毛都市圏で平成元年に調査が行われて以降、人の動きを捉えるためのパーソントリップ調査を実施してきませんでした。そのため、人口減少局面における人の動きを捉え、街づくりの検討を行うため、今回パーソントリップ調査を実施することといたしました。

続きまして、調査を実施する範囲とその規模についてですが、先ほどお話ししたとおり、今年度につきましては、図の黄色で示した群馬県南部の21市町村に栃木県足利市を加えた22市町村を対象として調査を実施しました。調査は一日の生活行動を記入してもらう調査票を無作為抽出で選ばれた世帯に郵送配布する形で行いました。調査対象範囲の全世界帯数約80万世帯に対し、約21万世帯に調査票を郵送配布しております。

それから来年度は、図の青色で示した群馬県北部の、北毛、吾妻、利根、それから西毛の一部である14市町村を対象に調査を実施いたします。

パーソントリップ調査の結果は、最終的に都市交通マスタープランとして取りまとめる予定となっております。南部北部ともに平成28年度中に集計、分析作業を完了し、平成29年度中に計画策定を完了する予定としています。

都市交通マスタープランにおいて検討を予定している内容についてご説明いたします。

まず一点目は、多様な移動手段の確保策について検討を行います。群馬県では、鉄道ネットワークが充実しているにも関わらず、それらの接続状況が良くない箇所があると考えております。パーソントリップ調査からは、直通運転の実施などによって乗り継ぎを良くした場合に、どれだけ鉄道利用者の増加が見込まれるのかを把握することが可能となります。この模式図ですが、こういったところで直通運転をすることによってとか、相互乗り入れですとか、それぞれの接続をよくするための増発ですとか、そういったことを行った場合にどういった需要が見込まれるのかということもこの調査の中で把握することが可能となります。

また、このまま人口減少が進んだ場合に、鉄道利用者が大きく減少し、存続が困難となる区間を明らかにすることもできます。これらの結果を活用しながら、鉄道ネットワークの利活用方針を検討いたします。バスネットワークにつきましても、既存のバスネットワークが地域住民の活動実態に即しているのかを明らかにし、需要が見込まれる地域へのバス軸の整備や利用促進対策区間を検討いたします。例えば、人の動きが少ないのにバス路線が走っているとか、逆に需要があるのにバスの本数が少ないとか、そういったものも明らかにし、検討していきたいと考えています。

また、調査結果から、高齢者の移動手段の確保についても検討が必要なものと考えております。調査の結果から高齢者が多く集まる地域が明らかになりますので、今後高齢者の増加が見込まれる地域において、どこまでどのような移動手段を確保すべきなのか検討を進めて参ります。こちらがその図面となります。この赤いところがそれにあたりますが、

こういった高齢者が集まる場所には公共交通網をどうしていくかといったところで検討していきたいと思っています。

続いて2点目としまして、まちのまとまりの確保についても検討を行います。

パーソントリップ調査から、人の一日の生活行動範囲を知ることが出来ます。例えば、図のように駅や住宅、商業施設がある地域において“まちのまとまり”がどのように形成されているのかを目に見える形として把握することができます。

この下段の図に示すように、各拠点を中心として、どのような範囲で生活が行われているのかが明らかになります。こういった範囲が生活の範囲ですね。人口減少社会においてまちのまとまりを維持していくために、その対象範囲をまずは正しく把握することからはじめます。そして、必要に応じて各まちのまとまりに対応した交通サービスの提供方法について検討を行ってゆきます。多様な移動手段を確保することにより、拠点を中心としたまちのまとまりを明確にしていくこととなります。最終的にはまちのまとまり同士をつなげる公共交通軸の整備を検討いたします。

また、業務や買物などのどのような目的で拠点を訪れているのかを調査結果から知ることができるため、それぞれの拠点においてどのような都市機能を強化すべきなのかを検討して参ります。拠点間の公共交通ですとか、それぞれの生活圏の中でこういった都市機能が不足しているかとか、それぞれ拠点間で補完しあうとか、そうしたことも検討しながらまちのまとまりを考えていくということになります。

この他にも、災害対策や観光周遊ネットワークの検討を予定しております。災害対策としては、どの時間帯にどの場所に人が滞在しているのか、滞留人口等を把握することで、大規模災害発生時に一時避難場所の受け入れ容量が不足する地域がないかどうか検証することができます。こういった時間軸の中で人がどのくらい滞在しているかといったことを把握することが、災害時の避難といったことに役立てられるということでございます。

また、携帯電話の位置情報などのビッグデータの活用も検討しております。ビッグデータから県外からの観光客がどこから来て、こういったところに行っているのかといった情報や、どのような交通手段で来ているのかなどの情報をもとに、観光周遊ネットワークについて検討することを予定しております。

パーソントリップ調査のご説明は以上となりますが、この調査は人の動きの基礎データを得るものとなっております。このような基礎データを活用しながら、今後の都市計画やまちづくりの検討に活かしていきたいと考えております。

それから今回の調査の結果ですとか施策の方向性につきましては、結果が出た段階でこちらの都市計画審議会に報告させて頂きたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

たどたどしい説明でしたが、以上でございます。

(丸山会長)

「パーソントリップ調査」について事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご質問はありますか。

(特になし)

(丸山会長)

それでは、委員の皆様にはご了承をお願いいたします。その他に何かありますか。

(中島課長)

次回、第177回審議会の開催についてですが、大変お忙しいところ誠に申し訳ございませんが、3月18日(金)、午後1時30分からの開催を予定しております。場所は、現在のこの場所と同じ、県議会庁舎3階の302会議室となります。

正式通知につきましては、後日発送させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

いかがでしょうか。

(特になし)

それでは、委員の皆様よろしくお願いいたします。

本日は以上で終了させていただきます。委員の皆様には、熱心な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。

(閉会：14：25)

(議事録署名人)
